


# なばり

2010年(平成22年) 10月24日発行

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1  
☎0595-63-7402 ㊟64-2560 ✉info@city.nabari.mie.jp  
http://www.city.nabari.lg.jp  
携帯版 http://www.city.nabari.lg.jp/m\_index.htm  
バーコード読み取り対応の携帯電話端末から携帯版へ → 

▶ **主な内容** P1~2...悪質商法 事例と対策 P3~5...市有地・保留地販売 P6...市美展 P7...暮らしの情報 P8...とれたて! なばり

## 点検商法

**事例** 「無料で点検に来ました」と家庭を訪問し、「床下にカビが生えている」「耐震工事をしないと危険」と不安をあおり、床下換気扇や耐震工事、補強器具などを強引に契約させられた。

**対策** これは「点検商法」の一例。昼間家庭に

「工事しておかないと大変なことになりますよ。今日契約いただくと特典として...」



いる人が被害にあう傾向にあります。不安に思った場合は、商品や工事をすぐに契約せず、ご家族など身近な人に相談しましょう。また、見積もりを数社から取り、価格や工事の内容を比較検討しましょう。

# 悪質商法

## 事例と対策

市内でも、悪質商法に巻き込まれる事例が後を絶ちません。「いまだけ」「こだけ」「あなただけ」といった言葉は特に要注意。迷ったときは、その場で契約せず、いったん時間をおいて、冷静な判断を。家族や近所の人、市役所などにも相談してください。

☎総合窓口センター 63・7416

## 資格商法

**事例** 「資格を取りませんか」と電話がかかってきた。あいまいな返事をしていると、契約したことになる。後日、代金を請求された。

**対策** これは「資格商法」の一例。必要のないものは、きっぱり断りましょう。最近では、過去に資格講座を契約した人に対して言葉巧みに

再度契約を迫る「二次被害」も増えています。「資格を取得するまで契約は終わらない」というのは偽り。「新たな契約」となり、「クーリングオフ制度」の適用を受けず。また、法律では、契約を断っている人に対して、しつこく勧誘することを禁止しています。

## 内職商法

**事例** 「高収入が得られます」と勧誘され、高

額な資格講座を契約。いつまでもたつても仕事が紹介されない。

## お掃除商法

**事例** 電話で「お試しキャンペーン中ですので、無料で水周りの掃除をします」「ふとんのクリーニングをします」と勧誘を受け、承諾すると家に来た。その後、高額な掃除機やふとんを契約してしまつた。

## 対策

これは「お掃除商法」の一例。こちらも、屋間家庭にいる人が被害にあう傾向にあります。うまい話はありません。業者の目的は、商品を購入させることです。電話がかかってきた時に「訪問の目的は何か」をきっちり確認しましょう。訪問されても玄関のドアを開ける前に、もう一度訪問の目的を確認しまし



あなただけです。

こんなお得な話はもうありませんよ。

この地域だけのキャンペーンです。

## 催眠商法

**事例** 日用品などを無料配布、または格安に販売すると聞いて、ある会場へ行ってみると、たくさん人がいた。「品数に限りがある」とそのかされ、競争意識で興奮状態が高まり、最後には、高額な商品を買ってしまった。

**対策** これは「催眠商法」の一例。高齢者が被害にあう傾向にあるようです。自分だけは大丈夫と思つても、このような場合、正常な判断力を保つことはなかなかできません。「ただほど高いものはない」と肝に銘じ、必要があれば会場に行かない、いらぬものはきっぱり断り、署名・押印をうかつにしないことが重要です。

トラブルの現状を知り、対応を学ぼう

## 講演会 消費者被害を防ぐ ~最近の被害例と対処法~

日時 11月14日(日) 午後1時30分~  
場所 市役所1階大会議室(「とれたて! なばり」会場)  
講師 村 千鶴子さん(弁護士、東京経済大学教授)  
定員 80人 ◎申込不要。参加無料

今回ご紹介した事例のほかにも、注文していない商品が一方向的に送られてくる「送り付け商法」やあなたも公的機関の職員かその関係者と思わせて契約させる「かたり商法」など、悪質商法は多様化・複雑化しています。そこで、最近の被害例や対処法を学んでいただくための講演会を開催します。ぜひ、お越しください。

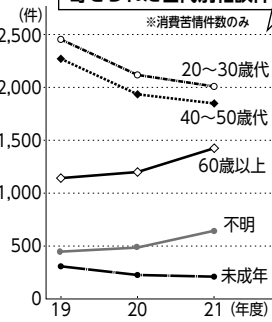
2ページへ続く

悪質商法 事例と対策

# 被害の現状は？

高齢者の相談件数が増えています。もしも、悪質商法にあてしまったら、あきらめたり、恥ずかしがったりせずに、まずは、ご相談ください。

三重県消費生活センターに寄せられた世代別相談件数



■どんな相談が多いの？  
三重県消費生活センターに寄せられている相談は、多重債務、外壁工事や屋根工事、健康食品の電話勧誘、布団の訪問販売など多岐にわたります。  
近年の傾向としてインターネットサイトやはがきによる不当・架空請求が相談件数の上位を占めています。平成19年度の約2,500件から、平成21年度には約1,400件と減少してきているものの、今後も十分ご注意ください。  
身に覚えのない請求の場合は、相手先に連絡をしないことが大切。また、裁判所から「支払督促」が届いたら、まずは、市役所などに相談してください。

■高齢者の相談件数が増加  
相談件数を年齢別で見ると、架空請求トラブルの対処法が周知されてきたためか、20~50歳代で件数が減ってきています。ところが、60歳以上で増加傾向にあり、注意が必要です。

だまされたことに気づかない高齢者も...。周囲の皆さんの見守りが大切です。

総合窓口センター 高橋順子

高齢者の皆さんは、だまされたことに気づきにくいことが多く、「わたしはだまされたことがない」という人も、話をしていくと高額な契約をさせられている場合があります。

悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話相手になろうとします。親しくなった若い販売員を慕って契約するケースもあります。疑うことを前提としない高齢者の中には、まさか自分がだまされているとは思わない人も多いためです。

また、被害にあったと自覚している人でも、だれにも相談しない場合が少なくありません。被害にあったことを恥ずかしく思い、「迷惑をかけたくない」「だまされた自分が悪い」と自らを責める人も



います。また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで不安をおおったり、だれにも言っていない」と口止めをしたりするケースもあります。

高齢者の皆さんは、トラブルに巻き込まれないよう、いつも意識することが大切。万が一、被害にあったら、遠慮せずに、すぐに市役所などに相談してください。

一方で、高齢者と日常接している皆さんが変化に気づき、相談機関につながることも重要です。「いつもと違って変だな」と思ったら、消費生活相談を勧めてください。

ひとりで悩み込まずに...

## まずは、ご相談ください

■ 三重県消費生活センター  
(三重県栄町庁舎/津市栄町)  
☎ 059-228-2212  
【月~金曜日 午前9時~午後4時】  
※祝日・年末年始を除く

「消費生活日曜相談」始めました  
☎ 052-331-6516  
【日曜日 午前9時30分~午後3時30分】  
※年末年始を除く。電話相談のみ

■ 市役所1階総合窓口センター  
☎ 63-7416  
【月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分】  
※祝日・年末年始を除く

消費者の救済制度があります

## クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、契約書面を受け取ってから一定期間(訪問販売や電話勧誘販売だと8日間)以内であれば、無条件で契約の解除ができる制度です。クーリング・オフすると、支払ったお金は全て返金されます。また、工事などが施工されている場合、無料で元に戻せる場合もあります。

販売会社に「クーリング・オフできない」と言われたことが原因で、一定期間を過ぎてしまってもクーリング・オフできたり、場合によってはクーリング・オフの対象とならなかったりすることもあります。また、書面で通知するなどのルールもありますので、「おかしいな」「困ったな」と思ったら、すぐに上記の相談窓口へご相談ください。

## 11月から、家庭ごみや資源の「中継所」を最終処分場内に移設します

☎ 伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

これまで、旧清掃工場内(青蓮寺)に、家庭ごみや資源を搬入いただく「中継所」を設置してきましたが、旧清掃工場の解体工事に伴い、10月29日釜で受付を終了します。

「中継所」は、つつじが丘近郊にある最終処分場(下比奈知)の敷地内に移設し、11月1日月から受付を開始します。

なお、搬入できるごみなどの種類や時間帯の変更はありません(詳しくは、ごみ収集日程表をご確認ください)。また、できるだけクリーンセンター(伊賀市奥鹿野)にごみや資源を持ち込んでいただきますようお願いいたします。

周辺住宅地区内の交通渋滞緩和のため、地図のとおり通行いただきますようお願いいたします。

